

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 林 勝義

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第53号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」ほか議案8件であります。

また、継続審査となっていた請願1件についても審査いたしました。

当委員会は、去る9月20日に委員会を開催し、慎重審査いたしました。議案第59号「鳴門市消防手数料徴収条例の一部改正について」及び議案第61号「鳴門市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正について」は施行日の関係上、9月26日の本会議において議決しておりますことから、本日は、残りの7議案及び請願1件についての総務文教委員長報告を申し上げます。

審査の結果、議案7件については原案のとおり可決すべきと決しました。

請願につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第53号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」であります。普通財産の無償貸付、減額貸付等に係る条項について所要の改正を行うものであります。

委員からは、北灘西小学校を閉校し、教育財産から普通財産とし、広く利用者を募るため条例に「閉校された学校施設等の用途を廃止した場合におい

て、地域の振興に寄与すると認める事業の用に供するとき。」の一文を加える
とのことであるが、何故、もっと広く解釈出来るような表記にしなかったの
かとの質疑があり、無償貸付・減額貸付等については、限定的に考えており、
必要があれば、追加もしくは表記について検討したいとの説明を受けました。

また、無償貸付・減額貸付等について、恣意的な運用とならないようにガ
イドライン的なものを整備する必要があるのではないのかとの質疑があり、
今後、

ルール化については検討したいとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

次に、議案第54号「鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の制定について」であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を
改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため、新
たに条例を制定するものであります。

委員からは、フルタイムの会計年度任用職員として、どのような方を想定
しているのかとの質疑があり、
担任を任されている幼稚園教諭や保育士などが想定されるとの説明がありま
した。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第55号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。地
方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度
任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例の整備を行うものであ
りました。

委員からは、公民館長が会計年度任用職員となることにより実質的な取り扱いとして何か変わることはあるのかとの質疑があり、詳細な条件については担当課との協議になるが、国から特別職非常勤職員である公民館長を会計年度任用職員とするように事務処理マニュアルが出されていることから今回、改正を行うものであるとの説明を受けました。

また、単純労務職員について質疑があり、鳴門市でいうところの現業職であり、学校給食センターの調理員、学校の用務員、クリーンセンターの収集業務や土木課の小規模道路維持を担当する職員などが該当するとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第56号「鳴門市職員退職手当支給条例及び鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。会計年度任用職員制度が導入されること及び地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、条例第23条中「常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例に定める。」とあることについて質疑があり、会計年度任用職員については、鳴門市職員諸給与条例とは別に給与等を定めるものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第57号「鳴門市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」であります。地方公務員法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

委員会では、異議なく採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第58号「鳴門市消防団条例の一部改正について」であります。地方公務員法の改正に伴い、消防団員の欠格条項から成年被後見人等を削除する改正を行うものであります。

委員からは、第5条第3号中の文言である「第8条第1項の規定により免職」を「第8条第1項の規定により懲戒免職」へと改正する理由について質疑があり、第8条第1項については、懲戒処分について規定しており、免職のままでも、問題はないがより分かり易くするために懲戒免職へと改めるものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第60号「鳴門市立小学校設置条例及び鳴門市立幼稚園条例の一部改正について」であります。現在休校している北灘西小学校及び休園している北灘西幼稚園を用途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、この議案により、北灘西小学校及び北灘西幼稚園が教育財産から普通財産となるのかとの質疑があり、議決いただいた後、徳島県教育委員会へ廃止の届け出を提出し、その後、普通財産として、総務課へ引き継ぐこととなるとの説明を受けました。

また、旧川崎小学校・幼稚園については、教育財産として利用しているのかとの質疑があり、旧幼稚園部分である板東南ふれあいセンターについては、公民館類似施設として位置づけており、旧川崎小学校については、教育委員会の倉庫として活用していることから、教育財産となっているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますよ

うお願い申し上げます。